

嬉野市「新市建設計画」（まちづくり計画）変更の概要

1 変更の背景

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成 30 年 4 月 25 日）により、合併特例債の発行期間を 5 年間延長できることとなった。

これに伴い、本市も『新市建設計画』（まちづくり計画）の変更を行う。

2 変更の目的

計画の期間を延長し合併特例債の発行期間を延長することにより、令和 2 年度以降本市においても、継続して新市の一体性を確立し、更に地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。

3 変更点

(1) 変更の目的を果たすために必要な計画の変更を行う。

- ①計画期間の延長
- ②財政計画の変更
- ③計画書中の文言の軽微な修正

4 合併特例債限度額

変更なし